

## (目的)

この法律は、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業者の債務の保証につき保険を行なう制度を確立し、もつて中小企業の振興を図ることを目的とする。

**第二条** この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

## (定義)

一 資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千円、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円）以下の会社並びに常に使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）以下の会社及び個人であつて、政令で定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの（次号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）

二 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常に使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社並びに常に使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）以下の会社及び個人であつて、政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの

三 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員の三分の二以上が特定事業を行うもの

四 協業組合であつて、特定事業を行うもの

五 医業を主たる事業とする法人であつて、常に使用する従業員の数が三百人以下のもの（前各号に掲げるものを除く。）

六 特定事業を行う特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動法人をいう。第三項第七号において同じ。）であつて、常に使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）以下のもの

七 商工組合及び商工組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの

八 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員の三分の二以上が特定事業を行う者であるもの

九 生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千円（卸売業を主たる事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもののうち、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの

十 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの（以下「酒類業組合」と総称する。）

十一 内航海運組合及び内航海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの（以下「内航海運組合」と総称する。）

十二 債権（電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第十五条规定する電子記録債権をいう。以降の各号に該当する者をいう。）

下同じ。）を当該電子記録債権に係る債務の支払期日の日前に次条第一項に規定する金融機関に譲渡することにより、当該電子記録債権の金額から一定の金額を控除して得た金額につき当該金融機関から資金の融通を受けることをいう。

**第三条** この法律において「小規模企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者について（定義）

一、常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業を主たる事業者については、五人）以下の会社及び個人であつて、特定事業を行うもの（次号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）

二、常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの

三、事業協同小組合であつて、特定事業を行うもの又はその組合員の三分の二以上が特定事業を行う者であるもの

四、特定事業を行う企業組合であつて、その事業に従事する組合員の数が二十人以下のもの

五、特定事業を行う協業組合であつて、常時使用する従業員の数が二十人以下のもの（前各号に掲げるものを除く。）

六、医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が二十人以下のもの（前各号に掲げるものを除く。）

七、特定事業を行う特定非営利活動法人であつて、常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、五人）以下のもの

八、この法律において「再生中小企業者」とは、次の各号のいずれにも該当する中小企業者をいう。

一、次のいずれかに該当する者

イ、再生事件又は更生事件が係属している者

ロ、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五条）第一百八十八条第一項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けた者（再生計画が遂行された場合その他の経済産業省令で定める場合を除く。）

二、再生計画の認可又は更生計画の認可の決定が確定した後三年を経過していない者

三、この法律において「特定中小企業者」とは、中小企業者であつて、次の各号のいずれかに該当することについてその住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいう。

一、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てその他経済産業大臣が定める事由が生じた事業者であつて、経済産業大臣が指定したものに対する売掛金債権その他経済産業省令で定める債権の回収が困難であるため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

二、取引の相手方たる事業者が他の事業者が事業活動の制限であつて経済産業大臣が指定したものを作成していることにより、次に掲げる事由のうち中小企業者の事業活動に著しい支障を生じていると認められるものとして経済産業大臣が定めるものが生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

イ、当該事業者と取引を行う中小企業者について生じた取引の数量の減少その他これに類する事由

ロ、イに掲げるもののほか、当該事業者の事業活動に相当程度依存している相当数の中小企業者について生じた取引の数量の減少その他これに類する事由

ハ、イ及びロに掲げるもののほか、指定地域（当該事業活動の制限により当該事業者の事業所が所在する特定の地域内に事業所を有する相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じていると認められるものとして経済産業大臣が指定する地域をいう。）内に事業所を有する相当数の中小企業者について生じた取引の数量の減少その他これに類する事由

三、災害その他の突發的に生じた事由であつて、その発生に起因して特定の業種に属する事業を行なう相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られていると認められるものとして経済産業大臣が指定するものに起因して、その業種に属する事業をその地域において行なう中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じた事由

じていると認められる業種として経済産業大臣が地域を限つて指定するものに属する事業を行ふ中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じてゐるためその経営の安定に支障を生じてゐると認められること。

四 災害その他の突發的に生じた事由であつて、その発生に起因して相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られてゐると認められるものとして経済産業大臣が指定するものに起因して、その地域内に事業所を有する中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じてゐると認められる地域として経済産業大臣が指定する地域内に事業所を有する中小企業者であり、かつ、当該中小企業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じてゐるためその経営の安定に支障を生じてゐると認められること。

五 その業種に属する事業について主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少その他経済産業大臣が定める事由が生じてゐることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じてゐると認められる業種として経済産業大臣が指定するものに属する事業を行ふ中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じてゐるためその経営の安定に支障を生じてゐると認められること。

六 破綻金融機関等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第四項に規定する破綻金融機関、同条第十二項に規定する被管理金融機関、同条第十三項に規定する承継銀行、同法第一百十一条第二項に規定する特別危機管理銀行、同法第一百二十六条の二第一項第二号に規定する特定第二号措置に係る同項に規定する特定認定に係る金融機関、同法第一百二十六条の三十四条第三項第一号に規定する特定承継銀行及び同法附則第十五条の二第三項に規定する承継協定銀行（同条第四項第四号に規定する承継勘定に係る業務を行ふ場合に限る。）並びに金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第二条第五項に規定する被管理金融機関、同条第七項に規定する承継銀行及び同条第八項に規定する特別公的管理銀行をいう。）と金融取引を行つていてことにより、銀行その他の金融機関との金融取引について借り入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じてゐるため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じてゐると認められること。

七 銀行その他の金融機関が支店の削減等による経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整であつて経済産業大臣が指定したものを実施してゐることにより、当該金融機関との金融取引について借り入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じてゐるため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じてゐると認められること。

八 銀行その他の金融機関が当該中小企業者に対して有する貸付債権を特定協定銀行（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五十三条第一項第一号に規定する特定協定銀行をいふ。）又は株式会社産業再生機構に譲渡したことにより、当該金融機関その他の金融機関との金融取引について借り入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じてゐるためその経営の安定に支障を生じてゐる中小企業者のうち、適切な事業計画を有することその他の経済産業大臣が認める場合において、その信用の収縮の影響により銀行その他の金融機関から借り入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じてゐるためその経営の安定に支障を生じてゐることについて、その住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいう。（普通保険）

第三条 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が政令で定める金融機関（第三条の十第一項及び第三条の十一第一項を除き、以下単に「金融機関」という。）からの借入れ（手形の割引又は電子記録債権の割引を受けることを含む。以下同じ。）による債務の保証（保証契約で定める期間内に生ずる債務について、当該中小企業者が履

行しない場合に、利息及び費用その他の損害の賠償として履行する額を除いた額が保証契約で定める額（以下この項において「限度額」という。）に達するまで、その履行をする責めに任ずる保証（以下「特殊保証」という。）を含む。）をすることにより、中小企業者一人についての保証額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円）を超えることができない保険（以下「普通保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額（手形の割引の場合は手形のうち保証をした額、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の金額のうち保証をした額、特殊保証の場合は限度額。第三項、次条第一項及び第三項、第三条の三第一項及び第二項並びに第三条の四第一項及び第二項において同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保証関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

3 前項の保証関係においては、保険額に百分の七十を乗じて得た金額を保険金額とする。

4 第一項の保険関係が成立する保証をした借入金（手形の割引の場合は手形の割引により融通を受けた資金、電子記録債権の割引の場合は手形の支払、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権に係る債務の支払）を保険事故とする。

5 第一項に規定する債務の保証に係る金融機関の債権が金融機関その他の政令で定める者以外の者に譲渡されたときは、当該債務の保証に係る同項の保証関係は、当該譲渡の時において消滅する。

#### （無担保保険）

第三条の二 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（当該中小企業者が貸借対照表、損益計算書その他の書類を金融機関に提出することその他の経済産業省令で定める要件を備えている者（法人に限る。）以外の者である場合にあつては、保証人の保証を除く。）を提供させないものをすることにより、中小企業者一人についての保険額の合計額が八千万円を超えることができない保険（以下「無担保保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保証関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

3 2 前項の保険関係においては、保険額に百分の八十を乗じて得た金額を保険金額とする。  
3 公庫と無担保保険の契約を締結し、かつ、普通保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険又は第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の契約を締結している信用保証協会が第一項に規定する債務の保証（次条第一項に規定する特別小口保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が八千万円（当該債務者たる中小企業者について既に無担保保険の保証関係が成立している場合においては、八千万円から当該保証関係における保険額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、無担保保険の保証関係が成立するものとする。

4 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の保証関係に準用する。

#### （特別小口保険）

第三条の三 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が小規模企業者であつて経済産業省令で定める要件を備えているもの（その者に係る債務の保証について普通保険、無担保保険、次条第一項に規定する流動資産担保保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険、第三条の九第一項に規定する

定する事業再生保険、第三条の十第一項に規定する特定社債保険又は第三条の十一第一項に規定する特定支払契約保険の保険関係が成立している者を除く。)の金融機関からの借入れによる債務の保証(特殊保証を含む)であつてその保証について担保(保証人の保証を含む)を提供せないものをすることにより、小規模企業者一人についての保険価額の合計額が二千万円を超えることができない保険(以下「特別小口保険」という。)について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 公庫と特別小口保険の契約を締結し、かつ、普通保険、無担保保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の契約を締結してい信用保証協会が前項に規定する債務の保証をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が二千万円(当該債務者たる小規模企業者において既に特別小口保険の保険関係が成立している場合にあつては、二千万円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額)を超えないときは、当該保証については、特別小口保険の保険関係が成立するものとする。

3 前項の信用保証協会がした第一項に規定する債務の保証について特別小口保険の保険関係が成立している場合において、当該信用保証協会が当該債務者たる中小企業者について第三条第一項、前条第一項、次条第一項、第三条の五第一項、第三条の六第一項、第三条の七第一項、第三条の八第一項、第三条の九第一項、第三条の十第一項又は第三条の十一第一項に規定する債務の保証(第一項の保険関係が成立するものを除く。)をしたときは、当該特別小口保険の保険関係は、当該保証の時において、公庫と無担保保険の契約を締結している信用保証協会にあつては、その保証について保証人の保証を提供せない他の公害防止に要する費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金に係る金融機関からの借入れによる債務の保証(当該中小企業者が第三条の二第二項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合にあつては、その保証について保証人の保証を提供せないものに限る。)をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が五千万円(その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、一億円。次項において同じ。)を超えることができない保険(以下「公害防止保険」という。)について、借入金の額のうち保証をした額(手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の金額のうち保証をした額。以下同じ。)の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 公庫と公害防止保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の保険関係が成立するものを除く。)をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が五千円(当該債務者たる中小企業者について既に公害防止保険の保険関係が成立している場合にあつては、五千万円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額)を超えないときは、当該保証については、公害防止保険の保険関係が成立するものとする。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の一第一項の規定は、第一項の保険関係に準用する。  
(エネルギー対策保険)  
4 第三条第三項から第五項まで及び前条第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。  
(流動資産担保保険)

**第三条の四** 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が第七項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険、第三条の九第一項に規定する事業再生保険、第三条の十第一項に規定する特定社債保険又は第三条の十一第一項に規定する特定支払契約保険の保険関係の成立に関する場合は、当該保証前に当該変更があったものとみなす。第三条の八第一項に規定する公害防止保険、無担保保険、次条第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の六第一項に規定する流動資産担保保険、第三条の五第一項に規定する普通保険、無担保保険、次条第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の四第一項に規定する公害防止保険又は第三条の九第一項に規定する特定支払契約保険の保険関係が成立するものとする。この場合において、当該債務者たる中小企業者に係る債務の保証をしたことによる普通保険、無担保保険、次条第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険、第三条の九第一項に規定する事業再生保険、第三条の十第一項に規定する特定社債保険又は第三条の十一第一項に規定する特定支払契約保険の保険関係の成立に関する場合は、当該保証前に当該変更があったものとみなす。

5 第一条に規定する公害防止保険、無担保保険、次条第一項に規定する流動資産担保保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険、第三条の九第一項に規定する事業再生保険、第三条の十第一項に規定する特定社債保険又は第三条の十一第一項に規定する特定支払契約保険の保険関係の成立に関する場合は、当該保証前に当該変更があったものとみなす。第三条の八第一項に規定する公害防止保険又は第三条の九第一項に規定する特定支払契約保険の保証(特殊保証を含む)であつてその保証について保証人の保証をした額のうち保証をした額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立することができる。契約を締結することができる。

2 流動資産担保保険の契約を締結し、かつ、普通保険、次条第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険又は第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の契約を締結してい信用保証協会が前項に規定する債務の保証(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の保険関係が成立するものを除く。)をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が二億円(当該債務者たる中小企業者について既にエネルギー対策保険の保証をした場合にあつては、二億円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額)を超えないときは、当該保証については、エネルギー対策保険の保険関係が成立するものとする。

中小企業者について既に流動資産担保保険の保険関係が成立している場合にあつては、二億円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額)を超えないときは、当該保証について保証人による移転の費用その他の公害防止に要する費用で経済産業省令で定めるものとする。

### (公害防止保険)

**第三条の五** 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の公害防止施設の設置の費用、工場又は事業場の公害防止のために移転の費用その他の公害防止に要する費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金に係る金融機関からの借入れによる債務の保証(当該中小企業者が第三条の二第二項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合にあつては、その保証について保証人の保証を提供せないものに限る。)をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が五千万円(その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、一億円。次項において同じ。)を超えることができない保険(以下「エネルギー対策保険」という。)について、借入金の額のうち保証をした額(手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の金額のうち保証をした額。以下同じ。)の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

### (エネルギー対策保険)

**第三条の六** 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者のエネルギーの使用の合理化に資する施設又は非化石エネルギーを使用する施設の設置の費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金(前条第一項に規定する公害防止に要する費用に充てるために必要な資金に該当するものを除く。)に係る金融機関からの借入による債務の保証(当該中小企業者が第三条の二第二項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合にあつては、その保証について保証人の保証を提供せないものに限る。)をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円(その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、四億円。次項において同じ。)を超えることができない保険(以下「エネルギー対策保険」という。)について、借入金の額のうち保証をした額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

### (公害防止保険)

**第三条の七** 公庫とエネルギー対策保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の保険関係が成立するものを除く。)をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が二億円(当該債務者たる中小企業者について既にエネルギー対策保険の保証をした場合にあつては、二億円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額)を超えないときは、当該保証については、エネルギー対策保険の保険関係が成立するものとする。

### (エネルギー対策保険)

**第三条の八** 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

**第三条の七** 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の外國法人と永続的な経済関係を持ったための当該法人的株式その他の持分の取得その他の海外直接投資の事業に要する資金で経済産業省令で定めるもの（第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用又は前条第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設若しくは非化石エネルギーを使用する施設の設置の費用に充てるために必要な資金に該当するものを除く。）に係る金融機関からの借入れによる債務の保証（当該中小企業者が第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合にあつては、その保証について保証人の保証を提供させないものに限る。）をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、四億円。次項において同じ。）を超えることができない保険（以下「海外投資関係保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

**2** 公庫と海外投資関係保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が二億円（当該債務者たる中小企業者が保険の保険関係が成立している場合にあつては、二億円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、海外投資関係保険の保険関係が成り立するものとする。

**3** 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。  
(新事業開拓保険)

**第三条の八**

公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の新商品又は新技術の研究開発又は企業化に要する費用、需要の開拓に要する費用その他の新たな事業の開拓に要する費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金（第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用若しくは第三条の大第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設の設置の費用に充てるために必要な資金又は前条第一項に規定する海外直接投資の事業に要する資金に該当するものを除く。）に係る金融機関からの借入れによる債務の保証（当該中小企業者が第三条の二第一項に規定する公害防止に要する費用又は前条第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設若しくは非化石エネルギーを使用する施設の設置の費用に充てるために必要な資金に該当するものを除く。）をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合は、四億円。次項において同じ。）を超えることができない保険（以下「新事業開拓保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立することができる。

**2** 公庫と新事業開拓保険の契約を締結し、かつ、普通保険、無担保保険、流動資産担保保険、公庫が前項に規定する債務の保証（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が二億円（当該債務者たる中小企業者が保険の保険関係が成立している場合にあつては、二億円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、新事業開拓保険の保険関係が成り立するものとする。

**3** 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

**(特定支払契約保険)****第三条の九**

公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が再生中小企業者の原材料の購入のための費用その他の事業の継続に欠くことができない費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金に係る金融機関からの借入れによる債務の保証（当該再生中小企業者が第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合は、四億円。次項において同じ。）を超えることができない保険（以下「事業再生保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

**2** 公庫と事業再生保険の契約を締結し、かつ、普通保険、無担保保険、流動資産担保保険、公庫が前項に規定する債務の保証（特別小口保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が二億円（当該債務者たる中小企業者における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、事業再生保険の保険関係が成立するものとする。

**3** 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。  
(特定社債保険)

**第三条の十**

公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者（純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める要件を備えているものに限る。以下この条において同じ。）が発行する社債（当該社債の発行が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の私募によるものに限り、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下同じ。）のうち政令で定める金融機関が引き受けるものに係る債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が四億五千万円を超えることができない保険（以下「特定社債保険」という。）について、社債に係る債務（利息に係るものを除く。以下この条において同じ。）の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

**2** 前項に規定する債務の保証を受けた中小企業者一人についての普通保険、無担保保険、特定社債保険又は次条第一項に規定する特定支払契約保険の保険関係であつて政令で指定するものの保険価額の合計額の限度額は、政令で定める。

**3** 第一条の保険関係においては、社債に係る債務の額のうち保証をした額を保険価額とし、中小企業者に代わつてする社債に係る債務の弁済を保険事故とする。

**4** 第一項の保険関係が成立する保証をした社債により調達した資金は、中小企業者の行う事業の振興に必要なものに限る。

**5** 第三条第五項及び第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

**(特定支払契約保険)****第三条の十一**

公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の特定支払契約（中小企業者に対する売掛金債権その他の経済産業省令で定める債権（以下この項において「売掛金債権等」という。）を有する事業者に対して金融機関の他の政令で定める者（以下この項において「金融機関等」という。）が当該売掛金債権等の譲受けその他の経済産業省令で定める行為に基づき金銭を支払うことを約し、かつ、当該中小企業者が当該金融機関等に対して当該売掛金債権等その他経済産業省令で定める債権の額を支払うことを約する契約をいう。）に基づき金融機関等に対して支払うべき債務のうち当該金融機関等が事業者に対して金銭を支払った場合において当該中小企業者が支払うもの（以下「特定支払債務」とい



及びその他の保証ごとに、それぞれ當該借入金の額のうち」と、「當該債務者」とあるのは「經營安定関連保証及びその他の保証ごとに、當該債務者」とする。

附則

昭和二十五年十一月十五日から施行する。

**第十三条** 普通保険の保険関係であつて、経営安定関連保証に係るものについての第三条第二項及び第五条の規定の適用については、第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険）にあつては、百分の八十一」とあるのは、「百分の八十一」とする。

**第十四条** 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営安定関連保証に係るものについての保険料の額は、第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

**第十五条** 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、危機関連保証（第一条第一項但書）

六項の経済産業大臣が認める日から一年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、  
経済産業大臣が認めた場合は、その延長）に期間を定めよ。」  
（二〇一四年四月一日施行）

経済産業大臣が一年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む一における申請に基づく同項の認定に基づき行われた特例中小企業者の経営の安定に必要な資金に係る第三条

第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証をいう。以下同じ。) を

受けた特例中小企業者に係るものについての第三条第一項、第三条の二第一項及び第三条並びに第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、第三条第一項中「保険勘定額の合計額が

第三条の二第一項から第五項までの規定によるものとあるのは、危機関連保証（第十五条に規定する危機関連保証をいう。次条及び第三条の三における

いて同じ。)に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそ  
れぞれ一、第三条の二第二項及び第三条の三第一項中「保険面額の合計額」とあるのは「危

れやれ」と第三条の二第一項及び第三条の三第一項に「保険金額の合計額が」とあるのは、専機関連保証に係る保険関係の保険金額の合計額とその他の保険関係の保険金額の合計額とがそれ

ぞれ」と、第三条の二第三項及び第三条の三第二項中「当該借入金の額のうち」とあるのは「危  
機回避資金」として、一括りして名前を付けて置くべきである。

機関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち、  
正該債務者とするのは「危機機関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」とする。

**第十六条** 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、危機関連保証に係るもの

についての第三条第一項、第三条の二第一項（第三条の三第四項において準用する場合を含む。以下この條において同じ。）及び第五條の規定の適用については、第三条第一項中「百分の七十一

とあり、第三条の二第二項中「百分の八十」とあり、及び第五条中「百分の七十（無担保保険、

特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、「百分の八十一」とあるのは、「百分の

三十歳の時に「自分の人生」とあるのではなく、三十歳の時に「三十歳の人生」とある。三十歳の人生は三十歳の人生である。

**第十七条** 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、危機関連保証に係るものにつき、(一)保険料の額は、(二)保険金額に三百分の二以内に於て、(三)支給

は、ついでに保険料の額は第四条の規定にかかわらず、保障金額は年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(経営安定関連保証及び危機関連保証に係る限度額)

**第十八条** 経営安定関連保証及び危機関連保証を受けた中小企業者一人についての普通保険無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて政令で指定するものの保険保額の限度額

は、政令で定める。

**(適用除外)**

第一六〇 特例による企画(第一二〇条の規定に該当する企画)の実施に際しては、企画の目的を詐称して不正競争の事象と同一の事象に対応するため株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第

十一條第二項の規定による認定が行われたと経済産業大臣が認める場合において、第二条第六項の認定を受けたに限る。」二寸二二未だ「上同二且合」を含む、「行う貸付けに係る債務の保

の認定を受けたものは限る)は如して株式会社商工組合中央金庫が行う貸付けに係る債務の保証については、第十五条の規定は、適用しない。

2 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十二条の三に規定する危機対

応業務として行う貸付けに係る債務の保証については本法の規定は適用しない。

公害防止保険、エネルギー対策保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）  
保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）  
この法律は、信用金庫法施行の日から施行する。

**附則**（昭和二十六年六月一五日法律第二三九号）  
この法律は、昭和二十六年六月二六日法律第二五〇号）  
この法律は、新法の施行の日から施行する。

**附則**（昭和二六年一一月三〇日法律第二七五号）  
この法律は、昭和二十六年十一月一日から施行する。

**附則**（昭和二八年七月二四日法律第八〇号）抄  
この法律は、昭和二八年七月二四日法律第八〇号）抄  
この法律は、新法の施行の日から施行する。

**附則**（昭和二八年七月三一日法律第一〇七号）抄  
この法律は、昭和二八年七月三一日法律第一〇七号）抄  
この法律は、新法の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。但し、第七条第一項及び第八条（これらの各規定を第九条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この限りでない。

**附則**（昭和二八年八月一〇日法律第一九六号）抄  
この法律は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和二九年三月三一日法律第二二号）  
この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

**附則**（昭和二八年七月五日法律第五二号）抄  
この法律は、昭和二八年七月五日法律第五二号）抄  
この法律は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和二九年三月三一日法律第二二号）  
この法律は、昭和二九年四月一日から施行する。

**附則**（昭和三七年五月一七日法律第一四一号）抄  
(施行期日)  
この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。  
**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和三八年七月二〇日法律第一五六号）  
この法律は、公布の日から施行する。

**附則**（昭和三九年三月三一日法律第四五号）  
この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

**附則**（昭和三九年七月二一日法律第一四〇号）抄  
(施行期日)  
この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附則**（昭和四〇年五月一日法律第五三号）抄  
(施行期日)  
この法律は、公布の日から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**第二条** この法律の施行前に成立している改正前の中小企業信用保険法（以下「旧法」という。）  
第三条第一項に規定する小口保険の保険関係については、なお従前の例による。

**第三条** 中小企業信用保険公庫（以下「公庫」という。）と改正後の中小企業信用保険法（以下「新法」という。）第三条第一項に規定する第一種保険の契約を締結している信用保証協会が同項に規定する債務の保証をした場合において、当該債務者たる中小企業者について旧法第三条第一項に規定する小口保険の保険関係が成立しているときについての新法第三条第一項、第五項及び第六項の規定については、同条第一項及び第五項中「百万円」とあるのは「百万円から当該中小企業者につきすでに成立した中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第五十三号）による改正前の中小企業信用保険法第三条第一項に規定する小口保険の保険額を控除した残額」と、同条第六項中「第一種保険の保険額」とあるのは「中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第五十三号）による改正前の中小企業信用保険法第三条第一項に規定する小口保険及び第一種保険の保険額」とする。

**第二条** 公庫と新法第三条の二第一項に規定する特別小口保険の契約を締結している信用保証協会が同項に規定する債務の保証をした場合において、当該債務者たる小企業者について旧法第三条第一項に規定する小口保険の保険関係が成立しているときについての新法第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「百五十万円」とあるのは「百五十万円から当該小企業者につきすでに成立した中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第五十三号）による改正前の中小企業信用保険法第三条第一項に規定する小口保険の保険額の合計額を控除した残額」とする。

**第二条** この法律は、公布の日から施行する。

**第二条** 改正後の中小企業信用保険法第三条の二第一項及び第三項並びに中小企業信用保険法の一部を改正する法律附則第三条第二項の規定は、昭和四十年十二月一日から適用する。

**第二条** 附則（昭和四一年三月三一日法律第二七号）抄  
(施行期日)  
この法律は、昭和四一年三月三一日法律第二七号）抄  
この法律は、公布の日から施行する。

**第二条** 附則（昭和四一年六月三〇日法律第九四号）抄  
(施行期日)  
この法律は、昭和四一年六月三〇日法律第九四号）抄  
この法律は、公布の日から施行する。

**第二条** 附則（昭和四一年三月三一日法律第二七号）抄  
(施行期日)  
この法律は、昭和四一年三月三一日法律第二七号）抄  
この法律は、公布の日から施行する。



(中小企業信用保険法の一部改正に伴う経過措置)  
**第二十一条** 前条の規定の施行前に改正前の中小企業信用保険法第二条第三項の近代化関係中小企業者であつて同項第六号から第八号までに掲げるものについて成立している同法第三条の七第一項に規定する近代化保険の保険関係については、なお従前の例による。

**附則** (昭和五五年五月三一日法律第七二号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。  
**附則** (昭和五五年六月一〇日法律第八〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
**附則** (昭和五七年五月一八日法律第五〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
**附則** (昭和五九年八月一〇日法律第七一号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
**附則** (昭和六十年四月一日から施行する。)

**第十三条** 附則第二条に規定する塩業組合に関する法律の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。  
**附則** (昭和六一年一月五日法律第九八号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。  
**附則** (昭和六三年三月三一日法律第一四号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。  
**附則** (昭和六一年一二月五日法律第九八号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。  
**附則** (昭和六三年三月三一日法律第一四号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。  
**附則** (昭和六一年一二月五日法律第九八号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**附則** (平成一〇年六月五日法律第九五号)  
この法律は、公布の日から施行する。  
**附則** (平成一〇年一〇月一日法律第一一三号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
**附則** (平成一〇年一二月一八日法律第一五一号) 抄

2 この法律による改正後の中小企業信用保険法附則第五項の規定に基づく措置については、平成十三年三月三十一日までの間に、この法律の施行後における金融の状況を踏まえ、必要な見直しが行われるべきものとする。

**附則** (平成一〇年一二月一八日法律第一五一号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附則** (平成一〇年一二月一八日法律第一五一号) 抄

第一条 この法律は、平成十一年七月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条、第十二条、第十二条及び第五十九条の規定は、公布の日から施行する。

**第五十九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附則** (平成一一一二月三日法律第一四六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**第五条** 第五条の規定の施行前に成立している同条の規定による改正前の中小企業信用保険法に規定する保険関係については、なお従前の例による。

**第十五条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要となる経過措置は、政令で定める。

**附則** (平成一一一二月二二日法律第一六〇号) 抄

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百一十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

**附則** (平成一一一二月二二日法律第一六〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条、第七条、第九条及び第十条の規定 公布の日



(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)  
第二条 この法律の施行前に成立している保険関係であつて改正前の中小企業信用保険法第三条第一項に規定する給付を受けたことによる債務の保証に係るものについては、なお従前の例によること。

(政令への委任)  
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。  
(検討)  
第四条 政府は、この法律の施行後平成十七年三月三十一日までの間に、中小企業をめぐる金融の状況等を勘査しつつ、この法律による改正後の中小企業信用保険法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則) (平成一四年六月一二日法律第六五号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。  
(その他の経過措置の政令への委任)  
第二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(第八十五条)  
第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

(附則) (平成一四年一月二二日法律第一〇九号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(第八十五条)  
第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(附則) (平成一五年四月九日法律第二八号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(第八十五条)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成一五年四月九日法律第二八号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、株式会社産業再生機構法の施行の日から施行する。

(第八十五条)  
第一条 この法律は、株式会社産業再生機構法の施行の日から施行する。

(第二条)  
第一条 政府は、この法律による改正後の中小企業信用保険法第二条第三項第七号及び第八号並びに第三条、第三条の二及び第三条の五から第三条の八までの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則) (平成一六年四月二一日法律第三五号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日又は時から施行する。

一 略  
二 前号に掲げる規定以外の規定 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)の成立の時  
(附則) (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄  
(施行期日)

(施行期日)  
第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号)。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行の日から施行する。

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)  
第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(附則) (平成一六年六月九日法律第八八号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。  
(附則) (平成一七年一月二二日法律第一〇二号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第一百二十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(附則) (平成一八年六月一四日法律第六六号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。  
(附則) (平成一九年五月二五日法律第五八号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。  
(政令への委任)  
第九条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。  
(附則) (平成一九年六月一一日法律第七〇号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)  
第二条 この法律の施行前に成立しているこの法律による改正前の中小企業信用保険法第三条の四(検討)  
第一条 政府は、この法律の施行後五年以内に、中小企業をめぐる金融の状況等を勘査しつつ、中小企業信用保険法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険の保険関係とみなす。

(検討)  
第三条 政府は、この法律の施行後五年以内に、中小企業をめぐる金融の状況等を勘査しつつ、この法律による改正後の中小企業信用保険法第三条の四及び第三条の九の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則) (平成一〇年六月一一日法律第六一号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)  
第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、中小企業をめぐる金融の状況等を勘査しつつ、この法律による改正後の中小企業信用保険法第三条の十一の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則) (平成二一年七月八日法律第七〇号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
**第二条** この法律の施行前に成立している改正前の中小企業信用保険法第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険の保険関係については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

**第五条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律、中小企業信用保険法及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第百四十五号)の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### 附 則 (平成二十三年五月二〇日法律第四五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)

**第七条** 前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 (平成二五年六月一九日法律第四五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第一号** 第一条中金融商品取引法第百九十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第百九十八条第一号の次に二号を加える改正規定並びに同法第百九十八条の三、第百九十八条の六第二号、

第二百五十四条並びに第二百七十三条第一項第二号及び第二項の改正規定、第三条の規定、第四条第十四号並びに第二百七十三条第一項第二号及び第二項の改正規定、第五条のうち水産業協同組合法第十一條の十一中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第八条の規定(投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十二条の改正規定を除く)、第十四条のうち銀行法第十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定及び同法第五十二条の二十二第四項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、第十五条の規定、第十九条のうち農林中央金庫法第五十八条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第二十一条中信託業法第九十一条、第九十三条、第九十六条及び第九十八条第一項の改正規定、第二十二条の規定並びに附則第三十七条の規定、公布の日から起算して二十日を経過した日

**第二号** 第一条中金融商品取引法第七十九条の四十九第一項、第七十九条の五十三第四項及び第五項、第七十九条の五十五第二項並びに第一百八十五条の十六の改正規定、第十三条の規定、第六条中保険業法第二百四十条の六第一項、第二百四十九条第一項、第二百四十九条第二項、第三项の改正規定(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四百四十五条の改正規定、第十七条の規定(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四百四十五条の改正規定を除く)、第二十条の規定並びに附則第十七条から第二十九条まで、第二十九条(犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の

支払等に関する法律(平成十九年法律第百三十三号)第三十一条の改正規定に限る)、第三十条(株式会社地域活性化支援機構法第二十三条第二項の改正規定を除く)、第三十一条(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十七条第二項の改正規定を除く)、第三十三条及び第三十四条の規定、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(中小企業信用保険法の一部改正に伴う経過措置)

**第二条** この法律の施行前に成立している改正前の中小企業信用保険法第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険の保険関係については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

**第五条** 政府は、この法律による改正後の非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律、中小企業信用保険法及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第百四十五号)の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### 附 則 (平成二五年六月二一日法律第五七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第一号** 附則第五条の規定、公布の日

**第二号** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要となる経過措置は、政令で定める。

(検討)

**第三十七条** 附則第二条から第十五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

**第五条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要となる経過措置は、政令で定める。

(検討)

**第六条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘査し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### 附 則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)以下「通則法改正法」という。の施行の日から施行する。

**第二号** 附則(平成二七年五月二七日法律第二九号)抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条(中小企業信用保険法附則に一項を加える改正規定を除く)並びに附則第五条から第十二条まで及び第十五条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第三号** 中小企業信用保険に関する経過措置

**第五条** 附則第一条たゞ書に規定する規定の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。

**第二号** 附則(平成二九年六月一四日法律第五六号)抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第二号** 附則(令和五年六月一六日法律第六一号)抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第二号** 附則(令和五年六月一六日法律第六一号)抄

(施行期日)

**第一条** 附則第八条及び第九条の規定、公布の日

**第二号** 附則(令和五年六月一六日法律第六一号)抄

(施行期日)

**第一条** 附則第八条及び第九条の規定、公布の日

(中小企業信用保険法の一部改正に伴う経過措置)

**第二条** この法律（前条第二号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前に成立しているこの法律による改正前の中小企業信用保険法に規定する保険関係については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第八条** 附則第一条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

**第十条** 政府は、第二号施行日から二年を経過する日までの間の適当な時期において、社会経済情勢の変化等を勘案し、株式会社商工組合中央金庫の事業の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、第二号施行日後適当な時期において、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一項に規定する指定金融機関に係る制度の運用の状況、株式会社商工組合中央金庫による危機対応業務（新金庫法第二十二条の三に規定する危機対応業務をいう。）の実施の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、当該危機対応業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。